

氏 名	朴 永 哲
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 79 号
学位授与の日付	平 成 9 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 東 洋 史 学 専 攻
学位論文題目	中世中国における地獄と獄訟 ——中国的正義の在り方をめぐって——

論文調査委員 (主 査) 教授 礪波 護 教授 永田英正 教授 夫馬 進

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、中国における告天、つまり理想的な控訴法廷としての天への訴え、という現象から、中国的正義の在り方を探ることを目標とし、インド起源の仏教の中国伝来によって齎された地獄思想が、告天説話に具体的な形態を備えさせ、地獄における獄訟に関する説話を形成させた次第を跡付け、閻羅王による裁きの諸相の変遷に着目することによって、中国的正義の在り方を探ったものである。全体の構成は、九章からなる本論に、序言を冠し結語を付している。

第一章「死後獄訟への願望」では、告天という現象は中国では春秋時代以来の長い歴史があることを、東海寡婦の説話などを挙げて論じる。そして死後獄訟の具体的な展開は見えないことと、告天の呪術性を指摘する。

第二章「地獄以前の死後世界と死後獄訟」は三節からなり、死後獄訟の説話を、出土資料の簡牘・鎮墓文・墓券などを手がかりに、より具体的に検討する。

まず第二章第一節では、前漢時代の簡牘を検討して、地上から地下への通行証などの簡牘にみられる死後世界は、現実世界の単なる延長にすぎないものであること、また死後獄訟も単なる現実世界の獄訟の反映にすぎないことを論じる。そして前漢時代の簡牘にみられる死後世界は、現実世界と何の葛藤もない平穏な世界のようにみられるとする。

ついで第二節では、後漢時代に現れ始める鎮墓文は呪術的なもので、そこにみえる死後世界は、生前の世界とは峻然と区別され、死後世界は生者にとって陰鬱な恐怖の世界と意識されていた、と論じる。第三節では、鎮墓文とはほぼ同時期の後漢時代から流行しはじめる墓券は、土地の法的所有権の主張に基づいて死後世界および死後獄訟の恐怖を克服しようとしたものとして注目すべきである、と論じる。そして墓券にみえる死後世界は、生者たちの主張する自己権利の前に萎縮・従属させられている、と述べている。

第三章「地獄の出現：運命論から審判論へ」では、仏教の伝来によって齎された地獄の因果応報の思想が、従来の中国思想にはみられなかった画期的なものであることを論じる。同時に、死後否定的な中国社

会に地獄の思想がどの程度うけいれられたのかを、南朝宋の慧琳の著作『均善論』を検討しつつ述べる。

第四章「地獄の翻訳」では、中国における地獄思想の受容を言語史的な観点から検討する。インド仏教におけるサンスクリット語 *naraka* の翻訳語としては、泥犁・奈落迦・不自在・狭処・太山などの言葉があったにもかかわらず、地獄の語がもっとも普遍的に使われるようになったのは、罪を明らかにする裁きの過程より、罪に相応しい刑罰としての牢獄に関心の傾いた中国的な司法の性格による。こうした現象の根底には、インド文化と中国文化との罪と罰についての考え方の対立的構造、一言でいえばインドの審判論に対する中国の運命論的な死後世界観の対立がある。中国における地獄の歴史は、これらの異質な両世界観の対立葛藤の歴史でもある、と論じる。

つづく第五章「地獄と獄訟」は、このような対立葛藤の歴史を、地獄における獄訟の具体的な展開過程を通じて明らかにしようとした。そして死者の死後審判は自業自得の原理によって自動的に行われるのではなく、地獄使者による死者の逮捕から始まり、逮捕に対する死者の抵抗、とくに令状の提示を要求する死者の行為は現実世界を彷彿とさせる、と述べる。そして第六章「地獄の消滅：審判論から運命論へ」では、地獄の様子が、唐代後半期から宋代にかけて、現実世界を審判する死後審判の場所から現実世界における将来の運命を予告する場所へと変わっていくこと、審判としての地獄は消滅したことを、『太平広記』に収められた多くの説話に基づいて例証した。

第七章「地獄の世俗化」では、世俗世界に従属的になっていく地獄の様子を考察する。地獄の世俗化は、政治・経済だけではなく、日常生活全般にわたって進行し、地獄の構造が世俗世界を彷彿とさせるようになり、地獄と世俗世界の境界までが曖昧になっていく、と論じている。つづく第八章「地獄と市場」は、地獄の世俗化現象を地獄の空間的位置を中心として考察したものである。地獄は仏典によれば垂直的・立体的な構造をもっているのに、中国における地獄は平面的・並列的になっている。地獄の世俗化の進行は、宋代の地獄説話の場合、賑わう市場の隣りに地獄が位置していることに象徴的に表れている、と論じる。

第九章「獄訟の在り方：秤と情」は、獄訟説話を検討することにより、ヨーロッパにおける正義とは異なった中国的正義の特質について考察したものである。ヨーロッパ的な意味での神が存在していない中国の裁判は、極めて人間中心的なもので、原情主義的裁判であり、その原情主義はさまざまな地獄の説話に克明に表されている、と述べる。その上で、秤（はかり）がヨーロッパにおける法と正義のシンボルとなっているのに対し、中国では秤による裁きはめったにみられず、権（おもり）がその役割をにない、秤が司法の象徴であるのに対し、権は行政の象徴であったと論じる。そして、中国社会における訴訟の解決は、法によってよりも、情によってなされ、その情とは情況と人情と情誼の三つの意味を含意しているが、中でも人情が核心である、と論じている。

結語では、各章において論証した成果を再確認するとともに、古代中国における告天の説話では天の法廷での裁きの具体的な進行をほとんど知りえなかったが、地獄思想の伝来とともに形成されてきた地獄における獄訟に関する説話が、告天説話の中国的変容であり、その中で展開された閻羅王の裁きを借りて中国的正義の在り方を探ってきた、と述べている。

論文審査の結果の要旨

〈中国的正義の在り方をめぐって〉という副題を添えた本論文「中世中国における地獄と獄訟」の序言で論者は、前漢武帝の治世において「天道は是か非か」という言葉を発して『史記』を書いた司馬遷を、中国史上、天道すなわち中国的正義の在り方に対して初めて懷疑を表明した知識人すなわち最初の中世人ではなかろうか、と述べる。無罪の自己を宮刑に処せしめた漢代の法に絶望を感じて天道について懷疑をいだくことになった司馬遷の態度は、「悪法もまた法なり」といって死刑にしたがった古代ギリシアのソクラテスのそれとは大きく異なる。本論文の題名をあえて裁判ではなく獄訟と表現したのは、伝統中国には西洋的な「裁判 Justice」は存在しなかったという小口彦太の主張に同意し、獄訟のほうが中国的裁判の在り方をあらわすのに相応しいと考えたからである。

論者は西洋と対比される中国的な法と裁判および正義の在り方を、まず告天説話つまり理想的な控訴法廷としての天への訴えに関する説話を吟味することから始める。仏教の中国伝来によって齎された地獄思想が、告天説話に具体的な形態を備えさせ、地獄における獄訟に関する説話を形成させた次第を跡付け、地獄で展開されるさまざまな閻羅王の裁きを通して、中世中国人の法と裁判そして天道すなわち中国的正義の在り方を探ろうとする、初めての興味深い研究である。本論は九章からなる。

論者は、第一章「死後獄訟への願望」で、東海寡婦の説話などを吟味し、春秋時代以降の告天説話には死後獄訟の具体的な展開は見えないことと、告天の呪術性を指摘する。つぎの三節からなる第二章「地獄以前の死後世界と死後獄訟」では、簡牘・鎮墓文・墓券などの豊富な出土資料を手がかりに、死後獄訟の説話を、より具体的に検討する。

ついで第三章「地獄の出現：運命論から審判論へ」では、仏教の伝来によって齎された因果応報による地獄の思想が、従来の死後否定的な中国社会にどの程度うけ入れられたのかを、南朝宋の慧琳の『均善論』を検討しつつ、述べている。そして第四章「地獄の翻訳」で論者は、インド仏教におけるサンスクリット語 *naraka* の翻訳語として、泥犁・不自在・狭处などの言葉があったにもかかわらず、地獄の語に定着したのは、罪を明らかにする裁きの過程より、罪に相応しい刑罰としての牢獄に関心の傾いた中国的な司法の性格によるのであり、中国における地獄の歴史は、インド文化の審判的な死後世界観と中国文化の運命論的な死後世界観との対立葛藤の歴史でもあった、という指摘をする。つづく第五章「地獄と獄訟」では、このような対立葛藤の歴史を、地獄における獄訟の具体的な展開過程を通じて明らかにせんとし、第六章「地獄の消滅：審判論から運命論へ」では、『太平広記』に収められた多くの説話に基づきつつ、地獄の様子が、唐代後半期から宋代にかけて、現実世界を審判する死後審判の場所から現実世界における将来の運命を予告する場所へと変わっていくこと、審判としての地獄は消滅したことを論証する。

第七章「地獄の世俗化」では、唐宋五代の時期になって、世俗世界に従属的になっていく地獄の様子を考察し、つづく第八章「地獄と市場」では、地獄の世俗化現象を地獄の空間的位置を中心として考察する。論者は、仏典における地獄が垂直的・立体的な構造をもっているのに対して、中国説話における地獄は平面的・並列的になっていることに注意をうながしつつ、宋代の地獄説話において、賑わう市場に隣接して地獄が位置していることに、地獄の世俗化の進行が象徴的に表れている、と述べる。

第九章「獄訟の在り方：秤と情」で論者は、朝鮮後期の司法関係書『欽欽新書』の所説をも援用しつつ、獄訟説話を検討して、ヨーロッパにおいては秤（はかり）が法と正義のシンボルとなっているのに対し、中国では権（おもり）がその役割をになっていた。秤が司法の象徴であるのに対し、権は行政の象徴であり、中国社会における訴訟の解決は、法によってよりも、情とりわけ人情によってなされた、という興味深い指摘をしている。

「中世中国における地獄と獄訟」という極めて難解な課題に対して、十全なる論文を書くためには、少なくとも宗教史と法制史の両分野にまたがる、膨大な先行研究を渉猟し咀嚼するとともに、漢訳大蔵経や道蔵に収められた典籍などを正確に釈読する訓練が求められる。論者が、先学の論著をあくなく渉猟し、多岐にわたって未解決の課題に意欲的に立ち向かって収穫した独創的な成果は多く、本論文の価値は高い。しかしながら、論者が中国史上画期的な事件とみなす、仏教の中国への伝来の開始を、後漢明帝の治世とする通説をまったく顧慮しないで、古代帝国の完成期である前漢武帝の治世であるとして本論文を書き始めるといった点や、大蔵経をはじめとする典籍のテキストクリティークあるいは正確な釈読に関しておおらかすぎるなど、補訂を要する課題も多い。論者が歳月をかけて慎重に再点検し、入念な校勘をおこなうなど、一層の整備を施した上で、本論文の公刊にあたることを期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。1997年2月21日、調査委員3名が試験を行った結果、合格と認めた。